

審議会（第6回、第7回） 事後質問について

1 事後質問について

審議会（第6回、第7回）において、後期基本計画（素案）について御審議をいただきましたが、改めて事後質問期間を設けた上で、委員の皆様より御意見をお伺いします。

2 質問期限

令和2年8月12日（水）午後5時まで

3 対象資料

- ・【資料6-1】第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）施策シート
- ・【資料6-2 差替版】第5次朝霞市総合計画後期基本計画（素案）
施策体系～前期から基本計画からの修正箇所～
- ・【資料6-4】第5次朝霞市総合計画後期基本計画 序論（案）

4 質問票の提出について

上記資料について、質問や意見等がございましたら、別紙の様式「事後質問票」に記入し、期限（令和2年8月12日 午後5時）までに事務局へ御提出ください。

- (1) 提出方法 郵送、F a x、電子メールまたは直接持参のいずれか
- (2) 提出先 事務局 政策企画課（住所等は会議開催通知右下の事務局欄に記載）
- (3) その他 必要事項（質問・意見等）が記載されていれば、別紙の様式を使用しなくても結構です。

※御提出いただいた御意見のほか、審議会（第6回、7回）の当日にいただいた御意見について、次回の審議会（第8回）までに市の考えを回答します。